

特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立由利高等学校における特定建築物環境衛生管理業務委託(以下「業務」という。)について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)を適用する。

2 業務委託名

秋田県立由利高等学校 特定建築物環境衛生管理業務委託

3 業務の目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条による特定建築物の環境衛生維持管理

4 業務履行場所

秋田県立由利高等学校
秋田県由利本荘市川口字愛宕山1番1

5 業務履行期間

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

6 業務内容

- (1) 建築物環境衛生監理技術者の選任
 - ① 法律に基づく建築物の維持管理及び各種検査の実施、立ち会い
 - ② 法律に基づく対象建築物の年間業務計画の作成
 - ③ 報告書、その他関係書類の作成及び関係機関への提出
- (2) 室内空気環境測定(年6回、室内5カ所、外気1カ所)
 - ① 室内測定を実施するにあたり、実施回数及び項目、方法、器具、数値等は法令の定めるとおりとする。
 - ② 測定日は協議の上決定する。測定に際しては、授業及び執務者の妨げにならないようにする。
 - ③ 測定の結果、法令で定める基準以外の数値の場合は、適切な処理を講じて基準内に収めること。
- (3) 害虫駆除作業(年2回)
 - ① 害虫駆除は年2回(平日)とし、実施期日は事前に連絡すること。
 - ② 実施方法及び使用薬剤等詳細について施行する前に協議の上、決定する。
 - ③ 駆除実施効果の認められない場合は、受注者の責任において再度施行するものとする。
- (4) 貯水槽清掃作業(年1回・平日、FRP製、2槽、20m³)
- (5) 飲料水の水質検査(年2回・平日:ビル管理16項目、年1回:副生物12項目・塩素酸)

7 業務責任者の設置

- (1) 業務責任者は、本業務の遂行にあたり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
- (2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務の遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。

8 その他

- (1) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、平成15年厚生労働省告示第119号に定める技術上の基準及び関係法令を遵守すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

9 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書等 契約締結後すみやかに
- (2) 作業報告書等 作業実施後

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。
- (2) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。